

変更前（旧）				変更後（新）			
エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。				エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
36	(略)			36	(略)		
37	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。	厚生労働省	<u>必要に応じて、製品群ごとに作成します。</u>	37	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。	厚生労働省	<u>一部実施済み。引き続き、必要に応じて製品群ごとに手引きを作成又は改訂する。</u>
37-2	<u>いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）</u> の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	関係省庁等	<u>引き続き実施します。</u>	37-2	<u>合法ハーブ等と称して販売される薬物の</u> 取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	関係省庁等	<u>一部実施済み（注37-2）。引き続き、合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。</u>
38 ～39	(略)			38 ～39	(略)		
				<u>（注 37-2）指定薬物の指定への迅速化、海外の流通実態や危険情報を基にした指定、包括指定の実施、消費生活センターに寄せられる情報の活用等、一定の成果を得ている。</u>			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。	厚生労働省	引き続き実施します。	39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。 <u>また、患者に対する説明及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、対応を検討します。</u>	厚生労働省	引き続き実施します。
39-3	<u>まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策について検討し、措置を講じます。</u>	厚生労働省	できる限り早期に結論を得ます。	39-3	<u>まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。</u>	厚生労働省	できる限り早期に結論を得ます。
40	(略)			40	(略)		
新規				172	<u>障害者基本法及び同法に基づく障害者基本計画に則し、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるために必要な施策を講じます。</u>	消費者庁 法務省 関係省庁等	<u>継続して実施します。</u>
新規				173	<u>小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。</u>	総務省（消防庁） 厚生労働省	<u>引き続き検討を行います。</u>

変更前（旧）				変更後（新）			
2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。				(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41～ 41-2	(略)			41～ 41-2	(略)		
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	<u>平成 24 年度上半期を目途に検討を行い、対応します。</u>	41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	<u>一部実施済み(注 41-3)。引き続き、所要の改正を進めます。</u>
42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者庁 法務省 関係省庁等	消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。	42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。		<u>一部実施済み(注 42)。</u> 消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。
43	(略)			43	(略)		
				<p>(注 41-3) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。</p> <p>(注 42) 平成 25 年 2 月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加された。また、平成 25 年 4 月 5 日に国会提出された食品表示法案において、著しく事実と相違する食品表示が差止請求の対象とされている。</p>			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
44-2	① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	消費者庁 警察庁 経済産業省	①実施済み。 <u>（被害実態を把握した上、貴金属等の訪問買取りを行う事業者が留意すべき点を公表した他、注意喚起等を実施。）</u> ②一部実施済み（注44-2）。	44-2	① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	消費者庁 警察庁 経済産業省	<u>実施済み。</u> <u>（訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が2013年2月に施行となったため。）</u>
45	改正割賦販売法（注45）を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。	経済産業省	継続的に実施します。	45	改正割賦販売法（注45）を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。	経済産業省	継続的に実施します。
46 ～47	(略)			46 ～47	(略)		
<p>(注 44-2) 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</p> <p>(注 45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）。</p>				<p>(注 45) 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）。また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成24年10月17日施行）。</p>			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
48	<u>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</u> <u>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。</u>	金融庁	引き続き実施します。	48	<u>金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</u>	金融庁	引き続き実施します。
49 ～55	(略)			49 ～55	(略)		
56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。	国土交通省	<u>継続的に実施</u> <u>します。</u>	56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。 <u>また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。</u>	国土交通省	<u>前段については、継続的に実施</u> <u>します。</u> <u>後段については、平成25年度に検討</u> <u>を行います。</u>
57 ～60	(略)			57 ～60	(略)		
60-2	C02 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	<u>直ちに検討に</u> <u>着手します。</u>	60-2	C02 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	<u>引き続き実施</u> <u>します。</u>

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
新規				60-3	<u>消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法を厳正に執行します。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します</u> （注 60-3）。
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、 <u>金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。</u>	金融庁	引き続き実施します。	62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、 <u>裁判所への差止命令の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。</u>	金融庁	引き続き実施します。
63	(略)			63	(略)		

(注 60-3) 平成 25 年 4 月 1 日に、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の一部改正法が施行。

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p><u>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。</u></p>	金融庁 財務省	<p><u>前段について、継続的に実施します。</u></p> <p><u>一部実施済み。</u></p> <p><u>後段について、引き続き検討します。</u></p>	64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p><u>振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成 24 年 12 月 18 日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。</u></p>	金融庁 財務省	<u>継続的に実施します。</u>
65 ～66	(略)			65 ～66	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <p>① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</p> <p>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p> <p>③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	金融庁	引き続き実施します。	67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <p>① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</p> <p>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p> <p>③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	<p><u>一部実施済み</u> <small>(注 67-2)。</small></p> <p><u>引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。</u></p>
68	(略)			68	(略)		

(注 67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部長）による各省庁ヒアリングを実施したため。

変更前（旧）				変更後（新）			
イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。				イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。	69	審議状況を踏まえ具体的に記述		
70 ～75	(略)			70 ～75	(略)		
76	<u>「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。</u>	消費者庁	<u>一部実施済み（注76）。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。</u>	76	<u>消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。</u>	消費者庁	<u>引き続き検討します。</u>
77 ～86	(略)			77 ～86	(略)		
<p>(注76) 平成22年8月に、『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
86-2	放射線測定器について、日本工業規格（JIS）に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保します。	経済産業省	<u>直ちに検討に着手します。</u>	86-2	放射線測定器について、日本工業規格（JIS）に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保します。	経済産業省	<u>実施済み。</u> <u>（食品中の放射性セシウム他の測定を簡便に行うことを可能にし、性能、構造及び校正方法（標準線源を用いた試験方法）等を規定した JIS 規格“JIS Z4342 シンチレーション式放射能測定器”を制定（平成 25 年 3 月 21 日公示）。また、一般社団法人日本電気計測器工業会にて測定器の校正や適切なサーベイメーターを選定するためのガイドラインを作成。）</u>

変更前（旧）				変更後（新）			
（3）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。				（3）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> <u>(注 87)。消費者教育推進会議の取りまとめ結果（平成 24 年 4 月 6 日）を踏まえ、継続的に実施します。</u>	87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み。</u> <u>「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実は、継続的に実施します。</u>
新規				87-2	<u>消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定する。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。</u>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>継続的に実施します。</u>
88	(略)			88	(略)		
<p>(注 87) 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催し、平成 24 年 4 月 6 日に報告書取りまとめ。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
89	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	消費者庁	<u>一部実施済み</u> <small>(注 89)。</small> <u>継続的に実施</u> <u>します。</u>	89	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	消費者庁	<u>実施済み。</u> <u>(平成 25 年 1 月に消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から「消費者教育の体系イメージマップ～消費者カステップアップのために～」を取りまとめ、公表し、各都道府県・政令指定都市に配布。)</u>
90 ～92	(略)			90 ～92	(略)		
新規				174	<u>消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進します。</u>	<u>消費者庁</u> <u>関係省庁等</u>	<u>継続的に実施</u> <u>します。</u>
<p>(注 89) 平成 22 年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。</p>							

変更前（旧）				変更後（新）			
イ 学校における消費者教育を推進・支援します。				イ 学校における消費者教育を推進・支援します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
93	(略)			93	(略)		
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み <u>(注94)</u> 。 継続的に実施 します。	94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み <u>(注94)</u> 。 継続的に実施 します。
95	(略)			95	(略)		
(注94) 平成22年度、平成23年度に担当省庁等において教材等を作成。				(注94) 平成22年度、平成23年度、 <u>平成24年度</u> に担当省庁等において教材等を作成。			

変更前（旧）				変更後（新）			
ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。				ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。	96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 <u>特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。</u>	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。
97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み <u>(注97)。</u> 継続的に実施します。	97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み <u>(注97)。</u> 継続的に実施します。
98	(略)			98	(略)		
<p>(注97) <u>平成22年11月より開催している消費者教育推進会議を継続して開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（東京、岐阜）。</u></p>				<p>(注97) <u>関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（神戸、東京）。</u></p>			

変更前（旧）				変更後（新）			
エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。				エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
99 ～ 106	(略)			99 ～ 106	(略)		
新規				106 -2	<u>市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業、及び都道府県又は市町村による成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う成年後見制度普及啓発事業の実施等により、障害者の権利擁護の推進を図ります。</u>	厚生労働省	<u>継続的に実施します。</u>
107	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。	厚生労働省	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）	107	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー） <u>を含む介護職員</u> に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。	厚生労働省	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）
新規				175	<u>消費者基本法に基づき、前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国会に報告するとともに、広く国民や関係団体に情報提供します。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>

変更前（旧）

（４）消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108 ～ 109	(略)		

変更後（新）

（４）消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108 ～ 109	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
（５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。				（５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	一部実施済み (注110-1)。 <u>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指します。</u> <u>財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い</u> (注110-2)、平成24年度中を目途に取りまとめます。	110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	一部実施済み (注110-1)(注110-2)。 <u>財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた整理を踏まえ、更に検討します。</u>
111 ～ 112	(略)			111 ～ 112	(略)		
<u>(注110-1) 平成24年2月14日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</u> (注110-2) 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において検討。				<u>(注110-1) 平成24年8月29日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」が成立（平成24年9月5日公布、平成25年4月1日完全施行）。</u> (注110-2) 平成25年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出済み。			

変更前（旧）				変更後（新）			
イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。				イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
113 ～ 116	(略)			113 ～ 116	(略)		
117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による<u>無料専門家相談の実績の整理・分析</u>を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。	117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による<u>専門家相談の実績の整理・分析</u>を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。
118 ～ 120	(略)			118 ～ 120	(略)		

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・

向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施する等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「<u>地方消費者行政の充実・強化のためのプラン</u>」に基づく<u>施策を推進します。</u></p> <p>② 「<u>集中育成・強化期間</u>」後の地方消費者行政について、<u>詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」</u>を取りまとめ、<u>引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</u></p> <p>③ 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>④ 今回の「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>⑤ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行い</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>①実施済み。</p> <p>②継続的に実施します。</p> <p>③及び④:引き続き実施します。</p> <p>⑤及び⑥:引き続き検討します。</p>

2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・

向上

(1) 地方公共団体への支援・連携

「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施する等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「<u>地方消費者行政の充実・強化のための指針</u>」に基づく<u>施策を推進し、引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</u></p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「<u>東日本大震災</u>」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑤ 平成 26 年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>①継続的に実施します。</p> <p>②及び③:引き続き実施します。</p> <p>④及び⑤:引き続き検討します。</p>

	<p>ます。</p> <p>⑥ 「<u>地方消費者行政活性化基金</u>」終了^(注 122)</p> <p><u>後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</u></p>						
122 -2	<p>消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p>	消費者庁	<p><u>平成 24 年夏を目途に、今後の方向性について一定の結論を得た上、更に検討を進めます。</u></p>	122 -2	<p>消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p>	消費者庁	<p><u>平成 26 年の通常国会を念頭に、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化にむけて必要な事項について検討を行います。</u></p>
123 ～ 126	(略)			123 ～ 126	(略)		

(注 122) 平成 24 年度（被災 4 県については平成 25 年度）まで延長。

変更前（旧）

（２）消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
127 ～ 129	(略)		

変更後（新）

（２）消費者団体等との連携

消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
127 ～ 129	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。				(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
130	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、 <u>法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>	130	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、 <u>法や通報処理制度の実態についての調査検討等を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。</u>	消費者庁	<u>一部実施済み</u> <small>(注130)</small> 。 <u>引き続き、法の周知・啓発及び調査検討等を実施します。</u>
131 ～ 132	(略)			131 ～ 132	(略)		
				(注 130) 「民間事業者における通報処理制度の実態調査」、「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」及び「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を実施。 <u>。</u>			

変更前（旧）

（４）行政組織体制の充実・強化

消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	<u>平成 24 年度に</u> <u>おいても引き</u> <u>続き点検・評価</u> <u>を実施します。</u> <u>結果を踏まえ</u> <u>必要な措置を</u> <u>講じます。</u>
135 ～ 139	(略)		

変更後（新）

（４）行政組織体制の充実・強化

消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	<u>平成 25 年度に</u> <u>おいても引き</u> <u>続き点検・評価</u> <u>を実施します。</u> <u>結果を踏まえ</u> <u>必要な措置を</u> <u>講じます。</u>
135 ～ 139	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
3 経済社会の発展への対応 （1）環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。				3 経済社会の発展への対応 （1）環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
140 ～ 147	(略)			140 ～ 147	(略)		
148	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、<u>産地における消費者との交流等</u>を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>	農林水産省	継続的に実施します。	148	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、<u>有機農業者等と消費者との交流等</u>を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>	農林水産省	継続的に実施します。
149 ～ 150	(略)			149 ～ 150	(略)		
（注 141）化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質（平成 23 年度は 40 物質を新たに追加）について、化学物質ファクトシートとして情報を整備。				（注 141）化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質（平成 23 年度は 40 物質を新たに追加）について、化学物質ファクトシートとして情報を整備。 （注 148） <u>産地における消費者との交流については、24 年度から ブロック単位での消費者との交流等</u> を図っており、厳密には産地におけるものとなりたくいため。			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
151	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「 <u>食品リサイクル推進環境大臣賞</u> 」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。	環境省	継続的に実施します。	151	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「 <u>循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰</u> 」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。	環境省	継続的に実施します。
152	（略）			152	（略）		

変更前（旧）				変更後（新）			
(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。				(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153-2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「 <u>インターネット取引連絡会</u> 」(仮称)の運営 ⑥ 二国間会議、 <u>UNCITRAL</u> の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討	消費者庁 総務省 経済産業省	①実施済み(注153-2①)。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み(注153-2②)。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み(注153-2④)。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。	153-2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「 <u>インターネット消費者取引連絡会</u> 」の運営 ⑥ 二国間会議、 <u>国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)</u> の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討	消費者庁 総務省 経済産業省	①実施済み(注153-2①)。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み(注153-2②)。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み(注153-2④)。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。
(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。 (注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。 (注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター (CCJ) を開設。				(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。 (注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。 (注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター (CCJ) を開設。			

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153-3	<u>国民・患者に対する適切な情報提供の観点等から、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の自主的な取組を促します。</u>	厚生労働省	<u>平成 24 年度中に指針を整備します。</u>	153-3	<u>平成 24 年 9 月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には必要な措置の検討を行います。</u>	厚生労働省	<u>平成 25 年度に実施します。</u>
154 ～ 155	(略)			154 ～ 155	(略)		
156	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。	警察庁	<u>平成 24 年度に実施します。</u>	156	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。	警察庁	<u>継続的に実施します。</u>
157	① 改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。 ② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 ③ フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消費者に対して情報提供・注意喚起を行います。	警察庁 総務省 経済産業省	<u>①平成 24 年度に実施します。</u> <u>②及び③:継続的に実施します。</u>	157	① 改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。 ② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 ③ フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消費者に対して情報提供・注意喚起を行います。	警察庁 総務省 経済産業省	<u>継続的に実施します。</u>

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
158	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（注158）」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。	内閣府	継続的に実施します。	158	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（注158）」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。	内閣府 関係省庁等	継続的に実施します。
160	<u>電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図ります。</u> <u>また、ガイドラインに基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図ります。</u>	総務省	継続的に実施します。	160	<u>電気通信分野において、「電気通信サービスの利用者の利益の確保・向上に関する提言」（平成23年12月）を受けて、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を踏まえ、適合性の原則を考慮し、法令及び当該自主基準等の遵守の徹底を通じ、電気通信事業者及び代理店による勧誘の適正化を推進します。</u> <u>また、業界団体や各電気通信事業者における対応にもかかわらず、一定期間内に状況が改善されない場合、電気通信サービスの性質を踏まえつつ制度的な対応も含め必要な措置を検討し、確実に実施します。</u>	総務省	継続的に実施します。
161 ～ 166	(略)			161 ～ 166	(略)		

変更前（旧）				変更後（新）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
新規				176	<p>①情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮しつつ、<u>パーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。</u></p> <p>②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「<u>スマートフォン プライバシー イニシアティブ</u>」（平成24年8月）を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、<u>プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</u></p>	総務省 関係省庁等	<p>①「<u>パーソナルデータの利用・流通に関する研究会</u>」における検討（平成25年7月を目途に取りまとめを行う予定）を踏まえ、<u>実施します。</u></p> <p>②<u>継続して実施します。</u></p>

変更前（旧）				変更後（新）			
(3) 国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。				(3) 国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。			
施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
168 ～ 170	(略)			168 ～ 170	(略)		